

防災マップ Disaster Map



3原則 P1

西之表市の災害想定 P4

風水害 P5

土砂災害 P7

行動・対策 P9

地震災害 P11

津波災害 P13

避難所でのマナー・避難所 . . P15

災害時連絡先・防災情報 . . . P17

【家族・関係者連絡先】 まずは、下の表に記入しましょう。

氏名	連絡先	備考
()	—	
()	—	
()	—	
()	—	

避難先 / 集合場所

西之表市役所

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

TEL:0997-22-1111 FAX:0997-22-0295

西之表市防災・広報フェイスブック
「種子島西之表市 防災・お知らせ版」



種子島西之表市 防災・お知らせ版

地域防災推進「3原則」

■ 自助 + 共助 + 公助の3つの軸

大規模な災害では、行政(市役所・消防・警察など)の救助や支援「公助」が届くまで時間がかかり、限界もあります。

だからこそ、自分(家族)の命は自分で守る「自助」、近隣どうしが日頃から連携・協力して防災活動に取り組み、非常時に助け合う「共助」が大切となります。



■ 西之表市の自主防災組織

現在、西之表市には13の自主防災組織が存在します。

- ・ 榕城校区防災会(榕城上方・榕城下方) ・ 上西校区防災会 ・ 下西校区防災会
- ・ 国上校区防災会 ・ 伊関校区防災会 ・ 安納校区防災会 ・ 現和校区防災会
- ・ 安城校区防災会 ・ 立山校区防災会 ・ 中割校区防災会 ・ 古田校区防災会
- ・ 住吉校区防災会

防災組織は、災害の発生時に次のことを目的としています。

- 1人でも多くの人がいのちと安全を守る
- 地域の危険の拡大を抑える
- 混乱を避ける

今後訓練等を通じ、いざというときの災害に備えようとしています。

※各校区長が、防災会長の職を担っています。

自主防災組織

～自分たちの地域は自分たちで守る！～



平常時と災害時における自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられます。いざというときに組織力を発揮できるよう、校区の消防分団と連携し、平常時からみんなで協力し合いながら防災活動に取り組みましょう。

■ 平常時の活動

□ 地域内の防災点検

災害発生時に、地域内に被害の拡大につながる要素はないか、また、避難行動要支援者がいないかなど確認を行う。



□ 防災訓練の実施

災害を想定した防災訓練(避難訓練、図上訓練、消火器の使用方法や応急手当訓練など)を実施する。



□ 防災知識の普及

防災ガイドブックの作成など、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。



□ 防災資機材の整備

災害発生時に必要とされる資機材を、地域の実情に応じて準備し、定期的に点検や使用方法の確認を行う。

■ 災害時の活動

□ 情報の収集・伝達・避難誘導

自治体などと連絡を取り合い、災害に関する正しい情報を住民に伝達し、安全な場所へ避難誘導する。

□ 初期消火活動

出火防止のための活動や消火器、消防水利の確保、バケツルーなどによる初期消火活動など



□ 救出活動・医療救護活動

負傷者や倒壊した家屋などの下敷きになった人たちの救出・救助活動や負傷者の応急手当、救護所への搬送など



□ 被災者や要配慮者の支援

避難所の運営や、要配慮者の見回り活動など

■ 要配慮者への支援

災害に対して、高齢者や障がいのある方などは、

- 身に迫った危険を察知しにくい
- 助けを求めたり、助けてほしい内容を伝えにくい
- すぐに身を守る行動をとりにくい



など、多くのハンデを抱えています。こうした要配慮者の方々を災害から守るためには、ご自身が備えておくことはもちろんですが、地域ぐるみの温かい支援が必要です。

災害時に自分や家族だけでは十分な対応ができない場合は、近隣の方や自主防災組織に安否確認や支援に来てもらえるよう、平常時から頼っておきましょう。

日頃から地域の防災訓練や行事などにすすんで参加し交流を深めておくことが大切です。

■ 要配慮者を災害から守る

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」を「要配慮者」とし、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と言います。

地域の皆さんは!!

□ 要配慮者との交流を密にする

日頃から近隣に住む要配慮者とあいさつを交わすなど交流を深めておく。また、プライバシーや本人の意思などに配慮しながら、支援のニーズを聞いておく。



□ 要配慮者を把握する

「避難行動要支援者名簿」等を参考に、要配慮者の把握、共有等を進めておく。



□ 要配慮者の視点でまちなかを点検する

避難路は車いすで通れるか、障害物がないかなど、要配慮者を安全に避難誘導できるよう、確認する。

□ 防災訓練への参加を促す

要配慮者の方に防災訓練に参加してもらおう。その際に、安否確認や避難誘導など、具体的な支援体制を決めておく。

※要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を指しています。

西之表市の災害想定

■ 地震動の想定

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市における各想定地震の最大震度は下表の通りである。

地震動の想定結果で最大震度が最も大きかったのは、震度 6 強の「種子島東方沖」、次いで、震度 5 強の「トカラ列島太平洋沖」、震度 5 弱の「南海トラフ(西側ケース)」という結果となった。この 3つの震源を本市における想定地震とする。



想定地震等の位置	西之表市 最大震度
種子島東方沖	6 強
トカラ列島太平洋沖	5 強
南海トラフ 西側ケース	5 弱

■ 津波の想定

西之表市においては、「南海トラフ CASE5/CASE11」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」のケースが被害を及ぼす可能性が高いと考えられ、西之表市における津波の想定で最大津波高が最も高いのは「南海トラフ CASE11」となっている。

	津波の高さ +1m 到達	最大津波到達	最大津波高	最大津波高 (地殻変動考慮※)
南海トラフ (CASE5)	28 分後	35 分後	9.85 T.P.m	10.02m
南海トラフ (CASE11)	29 分後	36 分後	10.11 T.P.m	10.27m
種子島東方沖	11 分後	50 分後	5.54 T.P.m	5.83m
トカラ列島太平洋沖	17 分後	143 分後	4.65 T.P.m	4.76m

※市防災マップの「津波浸水想定区域」は「南海トラフCASE11」の想定となります。

※T.P. 日本の標高(海拔高度)の基準点

※注 地殻変動量(-沈降)を考慮した最大津波高

■ 西京ダム・防災重点ため池

近年、局地的な大雨や大規模地震の発生などにより、「ダム」や「防災重点ため池」決壊等の被害が各地で発生しています。

ダムやため池が決壊し、洪水が発生した場合を想定し、はん濫水が到達する可能性のある区域の最大範囲と予想される浸水の深さは、防災マップでご確認ください。

名称	所在地	貯水量
西京ダム	西之表市西之表 西京ダム	2,301,000m ³
川氏池(防災重点ため池)	西之表市現和字比良野平 3446 番	8,000m ³
西俣池(防災重点ため池)	西之表市現和字寄妙 4556 番 2	7,400m ³

※防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し人的被害を与えるおそれのあるため池です。

風水害

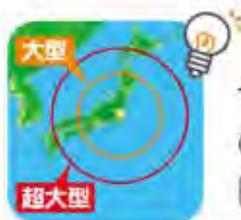
■ 台風の「大きさ」と「強さ」

気象庁は、台風のおおよその勢力を示す目安として、風速をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。

「大きさ」は、強風域(風速 15m/ 秒以上)の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

また強風域の内側で、風速 25m/ 秒以上の風が吹いていると予想される範囲を「暴風域」と呼びます。

台風に関する情報では、これらを組み合わせて「大型で強い台風」のように呼びます。



大型、超大型の台風それぞれの大きさは、日本列島の大きさと比較すると左図のようになります。

台風の大きさ

階級	風速 15m/ 秒以上の強風域の半径
大型 (大きい)	500km 以上～ 800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

台風の強さ

階級	最大風速
強い	33m/ 秒以上～ 44m/ 秒未満
非常に強い	44m/ 秒以上～ 54m/ 秒未満
猛烈な	54m/ 秒以上

■ 雨の強さと降り方(1時間雨量)

やや強い雨

10~20mm 未満



地面一面に水たまりができ、話し声が聞き取りにくくなります。長雨になりそうなら注意が必要です。

強い雨

20~30mm 未満



傘をさしていても濡れてしまうほどの雨です。小河川では、はん濫、また、がけ崩れの心配もあります。

激しい雨

30~50mm 未満



がけ崩れが起こりやすくなり危険地帯では避難の準備が必要です。道路規制が行われることがあります。

非常に激しい雨

50~80mm 未満



滝のように降り、傘は全く役に立たなくなります。土石流が起こりやすくなり、多くの災害が発生する可能性があります。

猛烈な雨

80mm 以上



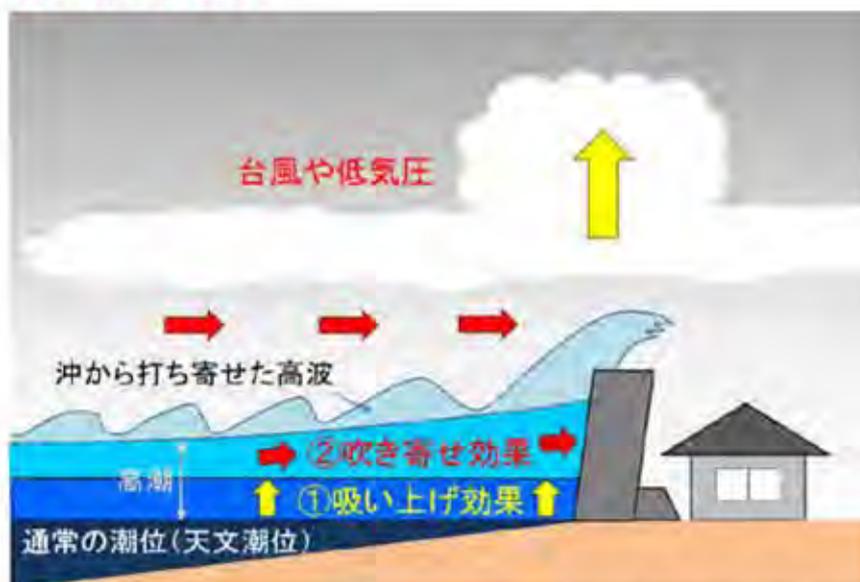
息苦しくなるような圧迫感があります。大雨による大規模な災害が発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要です。

■ 台風等による高潮等のリスク

高潮は、主に台風や発達した低気圧の接近に伴い、吸い上げ効果や吹き寄せ効果などにより、海面が異常に上昇する現象で、**短時間のうちに急激に潮位が上昇**することがあります。

高潮で潮位が高くなって海岸堤防の高さを超えると、一気に海水がなだれ込んできます。また、潮位が海岸堤防の高さを超えていなくても、高潮と重なった**高波が海岸堤防を越えて侵入**してくることがあります。

また、台風や発達した低気圧の接近時には、**潮位の上昇よりも先に暴風が吹き始め高波も発生**します。



出典：気象庁ホームページより

①気圧低下による吸い上げ効果

台風や低気圧の中心付近では気圧が低いいため、その部分の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。気圧が1hPa低くなると、海面は約1cm上昇します。

②風による吹き寄せ効果

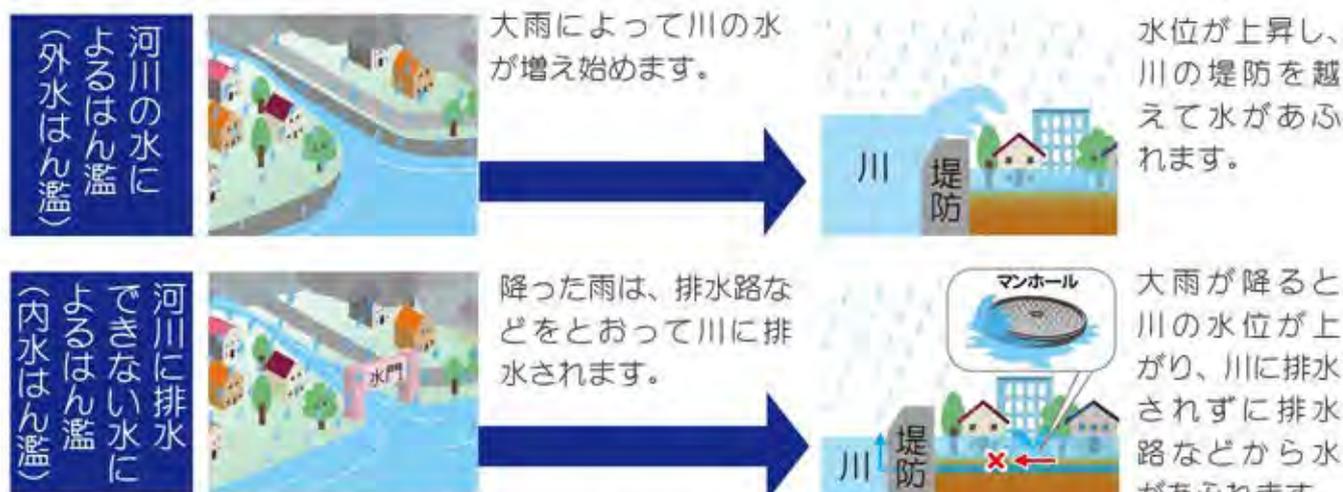
台風等による強風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇します。

※ 波浪効果…高波が沿岸に到達してくずれることで、海面がさらに上昇します。

■ 洪水はん濫はどうやって起こるのか

河川の上流で大雨が降ると、増水して下流ではん濫が発生します。

舗装が普及した地域では、雨水が地中にしみ込みにくくなっていることも影響し、集中豪雨等により河川や排水路の排水処理能力を超えた雨水は低い場所に集まり、短時間のうちに浸水します。たとえ近くに川がなくても「水害」への注意が必要です。



※排水路の排水能力を超える雨が降った場合にも、内水はん濫が発生するおそれがあります。

土砂災害

自然災害の中でも、山や崖の土砂が崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水とまじって流れてきたりすることによって、家や道路、田畑が土砂で埋まったり、人の命が奪われたりする災害を土砂災害と呼んでいます。

■ 土砂災害で注意が必要な区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められている土地の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域



■ 土砂災害の種類

土石流



斜面の土・石・砂が大
雨による水とともに、一
気に谷を流れ下る現象

「土石流危険渓流」

地すべり



粘土などの地層の上
にある斜面部が、ゆっく
り動きだす現象

「地すべり危険箇所」

斜面崩壊
(がけ崩れ)



急ながけ地や山の斜面
が突然崩れ落ちる現象
国内で最も件数の多い
土砂災害

「急傾斜地崩壊危険箇所」

■ 最低限知っておくべき3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」か確認する
- 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4)が発表されたら、必ず避難する



■ 土砂災害の前兆とは？

土砂災害が発生するときには、何らかの前兆現象が現われることがあります。

下に挙げたものは主な前兆現象です。こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難することが大切です。

■ 土砂災害の前兆



小石がパラパラ落ちてくる。



雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。



川の水が濁り、流木が混ざり始める。



山鳴りがする。



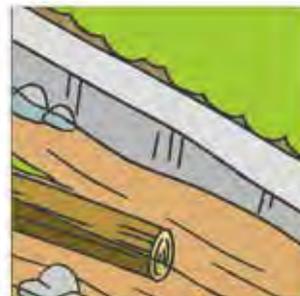
斜面から水が噴き出す。



沢や井戸の水が濁る。



地面にひび割れができる。



湧水が急に増加・減少する。または湧水が濁る

■ 最低限覚えておくべき3つのポイント

大雨に注意しましょう



気象庁が発表する大雨・土砂災害危険度分布を参考にしましょう。

逃げ方を覚えましょう



土石流は速度が速いため、土砂の流れる方向に対して直角に逃げるようにしましょう。

避難場所を決めておきましょう



日頃から家族全員で避難場所や避難する道順を決めておきましょう。

風水害・土砂災害の避難行動

防災マップ上で自宅がある場所は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ですか？

はい

いいえ

災害の危険があるので、原則として、**自宅外避難**が必要です。

避難先は小中学校・公民館等ではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

原則として、**自宅避難**をしましょう。

※色が塗られていなくても、危険な場所もあるので事前に周辺をよく確認しましょう。自治体から発令される避難情報（避難勧告等）をもとに必要なに応じて避難してください。

ご自身または、一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

はい

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル3で避難

避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう。

警戒レベル3で避難

避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、自治体が指定している**避難所に避難**しましょう。

警戒レベル4で避難

避難勧告・避難指示が発令されたら、安全な親戚や知人宅に**避難**しましょう。

警戒レベル4で避難

避難勧告・避難指示が発令されたら、自治体が指定している**避難所に避難**しましょう。

※土砂災害の危険があっても十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は、自宅避難も可能です。
※避難とは難を避けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

避難情報等

防災気象情報

危険度	警戒レベル	避難行動等	避難情報等	発信者	警戒レベル相当情報例
↑ 高 ↓ 低	警戒レベル5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動を！	災害発生情報	市町村	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 等
	警戒レベル4 全員避難	速やかな立ち退き避難や屋内退避 など直ちに命を守る行動を！	避難勧告 避難指示（緊急）		警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報 等
	警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備を！	避難準備・高齢者等避難開始		警戒レベル3相当情報 大雨警報・洪水警報 等
	警戒レベル2	避難に備え、避難場所や経路などを確認し、自らの 避難行動を確認 しましょう。	注意報	気象庁	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。（気象庁、都道府県が発表）警報等が市町村発令の各レベルに「相当」という意味です。
	警戒レベル1	最新の気象情報に注意し、災害に備えましょう。	数日中に警報級の大雨が降るとの予報		

南海トラフ地震津波対策

■ 西之表市の南海トラフ地震津波対策

種子島は、今後30年以内で高い確率にて発生すると予測されている南海トラフ巨大地震において、発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域である「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に国により指定されています。

きたるべき災害に備えるため、対策の強化を進めています。

■ 率先避難対象地域・高齢者等事前避難対象地域

校 区	地域名
榕城校区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町 野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い） 小牧野（甲女川沿い）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西校区	花里崎（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西校区	川迎（海側）、湊泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上校区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊関校区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田
安納校区	峯（海岸沿い）
現和校区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城校区	川脇（安城漁港沿い）
住吉校区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い） 上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 海拔10m以下の区域が含まれる地域、及び、南海トラフ地震津波浸水想定区域が対象地域となりますので、防災マップにて確認してください。

① 率先避難対象地域

想定される地震発生から津波到達までの時間が短いため、市に津波警報・大津波警報が発表された場合、ただちに近くの安全な高台や避難場所に避難を開始する地域になります。

※ 市に発表される津波警報・大津波警報のすべてが対象となります。

② 高齢者等事前避難対象地域

最初の地震の発生後、後発地震・津波が発生するおそれがあります。

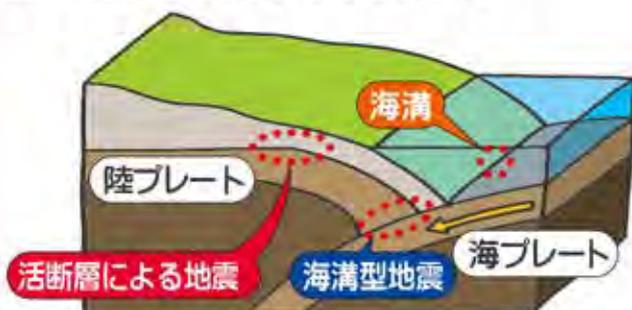
南海トラフの巨大地震警戒期間（※最初の地震発生後、1週間程度）に、率先避難がむずかしい要配慮者の皆様が避難生活を続ける地域になります。

※ 南海トラフ巨大地震に対応する地域となります。

地震災害

地震とは、圧力によってプレートにひずみがたまり、それが限界に達すると亀裂が入ったり大きく動いたりすることで発生します。

■ 地震発生の仕組み



海と陸のプレート境界は「海溝」と呼ばれ、ここで起こる地震が「海溝型地震」といい、陸のプレート内の弱い場所がずれて起こる地震が「活断層による地震」といいます。

■ 地震に備える



家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておきましょう。

- ・ けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておきましょう。
- ・ 家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておきましょう。



けがの防止対策をしておきましょう。

- ・ 食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておきましょう。
- ・ 停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておきましょう。
- ・ 散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどをリビングや寝室などの身近な場所に準備しておきましょう。



家屋や塀の強度を確認しておきましょう。

- ・ 家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておきましょう。
- ・ ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないよう補強しておきましょう。

■ 転倒・落下・移動防止のポイント

- ・ 家具等を転倒防止金具などで固定し、倒れにくくしておく。
- ・ サイドボード、食器戸棚、窓などのガラスが飛散しないようにしておく。
- ・ 本棚や茶ダンスなどは、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- ・ 棚やダンスなどの高いところに危険な物を載せて置かない。
- ・ 食器棚などに収納されているガラス製品(ピン類など)が転倒したり、すべりださないようにしておく。

■ 地震発生時の時間経過と行動(屋内編)

地震が発生した場合、時間の経過に伴い皆さんのとるべき行動が変わってきます。

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、まず身を守り家族の身の安全を優先し、揺れがおさまるまで待ちましょう。

なお、普段から家の中の安全チェックを行い、住宅用火災報知器も設置しておきましょう。

地震発生

まず、身の安全

- ・ 家族への声かけ。
- ・ 机の下に入る。
- ・ クッション、雑誌などで頭を保護する。
- ・ 家具から離れる。
- ・ ガラス面から離れる。



2分
〜
5分

大揺れがおさまった。落ち着いて行動

- ・ 台所やストーブなど火の始末をする。
- ・ 避難の時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- ・ 危険なので、あわてて外に飛び出さない。



5分
〜
10分

家族の身の安全を確認、確保

- ・ 津波警報発表時は、すぐに危険区域から率先避難する。
- ・ 家族の安全の確認、確保をする。
- ・ 災害情報、避難情報を入手する。
- ・ 避難のための出口の確保をする。
- ・ ガラス片や転倒家具に注意する。



10分
〜
半日

隣近所の安否確認、助け合い(可能な場合)

- ・ 余震による家屋の倒壊や津波の危険があるため、津波警報が解除または自宅の安全が確認できるまでは、屋外の安全な場所へ避難する
- ・ 倒壊家屋や転倒家具の下敷きになっている人の救出をする。
- ・ 火災発生時の消火活動をする。
- ・ けが人の救護をする。



半日
〜
3日

2次災害に気をつける

- ・ 地震発生後数日間、崩れそうな建物や河川・海・崖などに近づかないようにする。
- ・ 水道、ガス、電気、電話等ライフラインをはじめ、食糧の供給が途絶える可能性があるため、最低でも3日分、できれば1週間分は、家族でしのげるように、生活必需品や非常用品を備えておく。

※災害時はデマなどに惑わされやすくなります。注意しましょう。

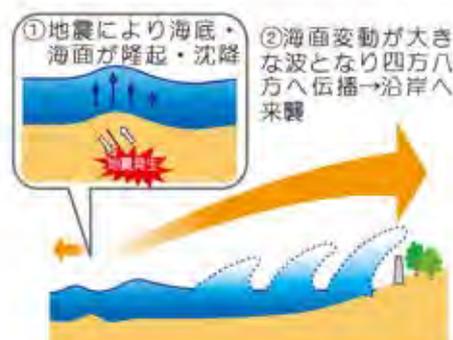
津波災害

津波について

1. 地震による津波発生の仕組み

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。

これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方の広い範囲に伝わるものが津波です。



2. 津波の速さ

津波は、海が深いほど早く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。

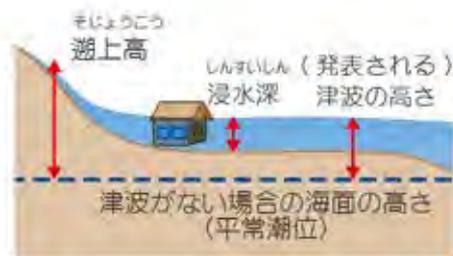
津波は沿岸に近づき水深が浅くなるにつれ、急激に高くなります。津波の速度は非常に速く、見ながら逃げるのでは間に合いません。



3. 津波の高さについて

地震が起きて津波のおそれがある場合は、予想される津波の高さにより、「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」が津波予報区ごとに発表されます。

また、津波の到達が満潮時に重なった場合は発表された津波の高さより高くなることもあり、沿岸の地形の影響などにより局所的に高くなることもあります。川沿いなどは津波の遡上が発生することもあります。



4. 安全な場所に避難する

震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに安全な高台へ避難を開始しましょう。

津波の力は非常に強く、50cm程度の津波であっても立ってられず、流されてしまいます。木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊にいたります。

津波警報・注意報が解除されるまでは、安全な場所で避難を続けましょう。



5. 津波情報に注意する

地震が発生したら、テレビやラジオ、スマートフォン、市防災情報システム等で津波情報を入力することが大切です。

津波は長い時間くり返し襲ってきて、後から来る津波の方が高くなることがあります。最大波が来るまで数時間以上かかることもあります。

津波警報・注意報が解除されるまでは十分に警戒しましょう。



津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	<ul style="list-style-type: none"> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 <p>※東日本大震災のような巨大な津波が襲来するおそれがあります。</p>
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<ul style="list-style-type: none"> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	<ul style="list-style-type: none"> 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海岸付近にいる人や、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

西之表市の避難指示(緊急)の発令基準：津波編

種類	予報・警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示 (緊急)	大津波警報 (特別警報)	率先避難 対象地域 (P10 別表)	津波予報区「種子島屋久島地方」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発令されたとき ※対象地域では全員が緊急避難の対象者となります。
	津波警報	率先避難 対象地域 (P10 別表)	
	津波注意報	海岸(海辺) 全域	

※どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令する。

避難所でのマナー・避難所

避難所では、避難してきている人たちみんなが災害に遭い、みんながつらい思いをしています。こんなときだからこそ、みんなで思いやりを持ち、協力しましょう。

周囲への心配り

自分がされたくないことをしないよう、周りの方への心配りをしましょう。



要配慮者への気配り

お年寄りや体の不自由な方など、要配慮者への気配りを心がけましょう。



感染症の予防

手洗い・咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底しましょう。

- マスクの着用
- 手洗い・うがい
- 人と人との距離の確保



ルールや役割を守る

避難所内で決められたルールや役割は守りましょう。



惑わされない

正確な情報に基づいた冷静な行動を取り、うわさやデマに惑わされないようにしましょう。



ペットの飼育管理

住んでいる地域の避難所がペットとの同行避難が可能かどうかをあらかじめ確認し、他の避難者へ迷惑にならないように避難所のルールを守りましょう。

避難所は多くの方が生活する場所にもなるので、可能ならば、知人等に預けることも検討しましょう。



助け合い

困った人がいたら積極的に助けましょう。



衛生面にも注意

避難所は多くの方が寝食を共にします、みんなが使う場所は定期的に清掃をして清潔に保ちましょう。



■ ウイルス感染者の避難について

インフルエンザなどウイルス感染者で自宅療養中に、避難の必要がある場合は、まず市役所や保健所に連絡し、対応を仰ぎます。

※ウイルス感染者が自宅にいる家族についても同じです。

■ 避難所で体調を崩したらすぐに係員に報告

ちょっとした体調がおかしいと思ったらすぐに避難所の係員に報告し指示を仰ぎましょう。もし感染症が蔓延すれば、自主防災会や他の避難者に迷惑をかけてしまいます。身体の弱い方（要配慮者）に移してしまうと、その人は症状が重くなってしまいう可能性もあります。

ペットも守ろう!防災対策



ペットも守ろう!防災対策
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2909a.html 環境省ホームページより

避難所での感染症対策



避難所での感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html 厚生労働省ホームページより

■ 避難所一覧

いざというとき慌てないために、日頃から災害時に安全に避難できる場所を確認しておきましょう。

● 指定緊急避難場所

番号	地区名	避難場所	所在地	電話	収容人員
1	榕城校区	市民会館	西之表7600(榕城中目)	0997-22-1116	140
2		市民体育館	鴨女町242(鴨女町)	0997-22-1911	1,000
3		老人福祉センター	桜ヶ丘7779-94(松畠)	0997-23-3306	100
4		保健センターすこやか	西之表7612(榕城中目)	0997-24-3233	100
5	上西校区	上西区長事務所	西之表879-1(大花里)		※定員なし
6	下西校区	下西校区公民館	西之表14969(川迎)		※定員なし
7	国上校区	国上中央公民館	国上2011-6(国上中目)		※定員なし
8	伊関校区	伊関本村公民館	伊関1111-1(伊関)		※定員なし
9	安納校区	安納小学校体育館	安納976(大平)	0997-25-0663	※定員なし
10	現和校区	現和区長事務所	現和6232-7(現和上之町)		※定員なし
11	安城校区	安城下之町公民館	安城1016-2(安城下之町)		※定員なし
12	立山校区	立山公民館	安城2947(立山)		※定員なし
13	古田校区	古田中央公民館	古田1225(村之町)		※定員なし
14	中割校区	生姜山公民館	安城3503(生姜山)		※定員なし
15	住吉校区	住吉中央公民館	住吉3551(住吉中之町)		※定員なし

● 指定避難所

番号	地区名	避難場所	所在地	電話	収容人員
1	榕城校区	市民会館	西之表7600(榕城中目)	0997-22-1116	140
2		市民体育館	鴨女町242(鴨女町)	0997-22-1911	1,000
3		老人福祉センター	桜ヶ丘7779-94(松畠)	0997-23-3306	100
4		保健センターすこやか	西之表7612(榕城中目)	0997-24-3233	100
5		かもめ児童館	西之表14414-2(鴨女町)	0997-22-0016	70
6		美浜児童センター	西之表6386-3(美浜町)	0997-23-1488	70
7		榕城小学校	西之表7545(榕城中目)	0997-22-0010	110
8		種子島中学校	西之表7376(野首)	0997-23-5200	220
9		(旧)榕城中学校	西之表7617-4(榕城中目)	0997-22-1111	280
10	上西校区	上西小学校	西之表874(大花里)	0997-22-0574	90
11	下西校区	勤労青少年ホーム	西之表15128-1(川迎)	0997-22-1579	110
12		下西小学校	西之表15358(川迎)	0997-22-0379	180
13	国上校区	国上小学校	国上2181(国上中目)	0997-28-0001	165
14	伊関校区	伊関小学校	伊関461-1(伊関)	0997-28-0226	155
15	安納校区	安納小学校	安納976(大平)	0997-25-0663	155
16	現和校区	現和小学校	現和6232(現和上之町)	0997-25-0003	165
17		(旧)現和中学校	現和2922(田之脇)	0997-22-1111	185
18	安城校区	安城小学校	安城1006(安城下之町)	0997-23-7372	155
19	立山校区	立山小学校	安城2959(立山)	0997-23-7119	160
20	古田校区	古田小学校	古田1225(村之町)	0997-23-8910	90
21		(旧)古田中学校	古田1225(村之町)	0997-22-1111	145
22	中割校区	(旧)鴻峰小学校	安城3517(生姜山)	0997-23-8916	85
23	住吉校区	住吉小学校	住吉3551(住吉中之町)	0997-23-8302	200

災害時連絡先・防災情報

■ 災害時の連絡先

施設名	所在地	電話番号
西之表市役所	西之表市西之表 7612 番地	0997-22-1111
西之表消防署	西之表市鴨女町 248 番地	0997-22-0119
種子島警察署	西之表市西之表 16381 番地 9	0997-22-0110
種子島海上保安署	西之表市西之表 16314 番地 6	0997-22-0118

■ 西之表市防災情報システム

西之表市防災情報システムは、市民の皆様いち早く情報を届ける手段として、主に次の役割があります。

1. 行政放送…市政や地域活動に関するお知らせなどを行います。
2. 防災放送…台風・大雨などの気象情報や災害警戒情報、その他、火災、行方不明者捜索などのお知らせを行います。
3. 避難指示などの防災上重要な放送の場合、「緊急放送」を行うことがあります。

行政放送、防災放送は、原則「ぼうさいにしのおもて」の言葉を入れて放送します。地域放送は、原則自治会等の名前を入れて放送します。

市ホームページや SNS など、災害等の情報をさまざまな形で確認できるように配信しています。

西之表市防災情報システムから情報配信するもの

- 西之表市ホームページ「西之表市防災情報システム防災ラジオ配信履歴一覧」
- SNS フェイスブック「種子島西之表市 防災・お知らせ版」
- 登録制メール「あんしんめーる」
- 携帯電話の緊急速報エリアメール

■ 防災ラジオ(戸別受信機)の無償貸与等について

市内の公民館等に設置している屋外拡声子局設備(屋外スピーカ)による放送は、音が届く範囲に限界があることや風雨の影響で聞こえないことがあります。

そのため、屋内(建物内)で防災放送等を聞くために防災ラジオを市内全世帯を対象に無償で貸与しています。また、貸与を希望する市内事業所等には災害の危険性に配慮して、無償で貸与しています。



※詳しくは市役所総務課防災消防係窓口までお問合せ下さい

NTTの災害用伝言ダイヤル「171」 ※音声ガイダンスの指示に従って操作してください。

171

伝言を録音するときは **1** ……▶ (000)000-000 ……▶ 伝言を録音する(30秒以内)
被災地の人の自宅や携帯電話などの電話番号を市外局番から
伝言を聞くときは **2** ……▶ (000)000-000 ……▶ 伝言を聞く

携帯電話・スマートフォンの「災害用伝言板」

※スマートフォンの利用方法については、携帯電話会社にお問い合わせください。

公式メニューや専用アプリから「災害用伝言板」にアクセス

伝言を登録するときは……▶ **登録** を選択して伝言を入力する
伝言を確認するときは……▶ **確認** を選択し、被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を読む

防災ラジオのお問い合わせ先

- ・使用方法、故障・不具合について 【防災ラジオコールセンター TEL 0120-388-280】
- ・転居、転出、世帯主の変更、新規貸与等について 【市総務課防災消防係窓口】

平常時はこのポケットに
防災マップを保管しておきましょう



西之表市役所

総務課 防災消防係

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

TEL : 0997-22-1111 FAX : 0997-22-0295

■ 持ち出し品チェックリスト



特に重要な持ち出し品には、チェックを入れて日頃より準備しておきましょう。

最低限揃えておきたいもの【二次持ち出し品】

- 懐中電灯(乾電池)
- 非常食
- 水
- 携帯ラジオ
- 救急薬品
- 常備薬
- 現金(硬貨も便利)
- 衣類
- ライター(マッチ)
- ナイフ
- ビニール袋
- 預金通帳
- 印鑑
- 免許証
- 健康保険証
- ヘルメット(防災ずきん)

- 缶詰
- レトルト食品
- ドライフーズ
- 栄養補助食品
- チョコレート、アメ(お菓子類)



その他の持ち出し品

- 毛布
- 卓上コンロ
- ラップ
- 予備のガスボンベ
- 寝袋
- 固形燃料
- 洗面用具
- パール・スコップなどの工具
- 使い捨てカイロ
- マスク
- ロープ
- トイレットペーパー
- 新聞紙
- 予備のめがね
- 簡易トイレ
- バイク・自転車
- ドライシャンプー

その他、追加の持ち出し品

※ 記載がないものでも大切な持ち出し品は下に書いて準備しておきましょう。

-
-

最低限準備しておくと安心な持ち出し品です。

※家族構成や地域性により、最低限準備しておきたい持ち出し品は異なります。
家族でしっかりと話し合い、必要な持ち出し品を決めることがとても重要です。

※最低でも3日分、できれば1週間分を目安に備蓄を行きましょう

災害はいつ起こるか分かりません。その時は突然やってきます。そんな時のための備えをしっかりと行っていますか？その備えがしっかりと出来ているかどうかであなた自身はもちろん、家族を守ることが出来るかどうかが決まると言っても過言ではありません。

必要なもの・準備しておきたいものをリスト化し、持ち出し品をしっかりと揃えておきましょう。